

2 0 2 5 年 度

社会福祉学科 通信課程
(一般養成課程・短期養成課程)

精神保健福祉学科 通信課程
(短期養成課程)

募 集 要 項



学校法人 産業教育事業団・厚生労働省指定校



マロニエ医療福祉専門学校

〒328-0012 栃木県栃木市平柳町 2-1-38

TEL: 0282-28-0030 (社会福祉学科通信課程・精神保健福祉学科通信課程)

<https://www.maronie.jp/>

●目次

●募集課程、受講資格（社会福祉学科通信課程）	1
●年度別基礎科目一覧（社会福祉学科通信課程）	2
●受講資格（精神保健福祉学科通信課程）	3
●年度別基礎科目一覧（精神保健福祉学科通信課程）	4
●選考料・受講料等、申込方法、選考料振込方法、選考方法、可否通知、入学金・受講料の納入	5
●募集期間、面接授業（スクーリング）、ソーシャルワーク実習	6
●申込書類一覧（社会福祉学科通信課程）	7
●申込書類一覧（精神保健福祉学科通信課程）	8
●申込手続きから学習開始まで	9
●受講生選考小論文課題、学習内容	10
●指定施設における相談援助業務の範囲（社会福祉学科通信課程）	12
●対象となる施設・事業種類（社会福祉学科通信課程）	12
●指定施設における相談援助業務の範囲（精神保健福祉学科通信課程）	26
●指定施設における相談援助業務の範囲（精神保健福祉学科通信課程）	26
●受講申込書 記入上の注意点	33
●実務経験証明書（申告）・実務経験証明書（個票） 記入上の注意点	34
●社会福祉学科通信課程 一般養成課程 受講申込書〔様式1〕	36
●社会福祉学科通信課程 短期養成課程 受講申込書〔様式2〕	38
●精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程 受講申込書〔様式3〕	40
●実務経験証明書（申告）見込み〔様式4〕	42
●実務経験証明書（申告）〔様式5〕	44
●社会福祉学科通信課程 実務経験証明書（個票）〔様式6〕	46
●精神保健福祉学科通信課程 実務経験証明書（個票）〔様式7〕	48
●社会福祉に関する基礎科目履修証明書〔様式8-1〕～〔様式8-3〕	50
●精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書〔様式9-1〕～〔様式9-4〕	56
●ソーシャルワーク実習・ソーシャルワーク実習指導履修証明書〔様式10〕	64
●小論文用紙〔様式11〕	66

●募集課程

学 科 ・ 課 程	修 業 期 間	定 員
社会福祉学科通信課程 一般養成課程	1年6ヶ月	80名
社会福祉学科通信課程 短期養成課程	9ヶ月	20名
精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程	9ヶ月	40名

●受講資格（社会福祉学科通信課程）

「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」に定める次のいずれかに該当する者

◆一般養成課程

- ① 学校教育法に基づく4年制大学及び4年制の専修学校（卒業後、高度専門士と称することのできる専門学校を指す）を卒業した者（卒業見込み者含む）またはこれに準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則で掲げる者
- ② 学校教育法に基づく3年制の短期大学（夜間、通信は除く）を卒業した者またはこれに準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に規定する者であって、かつ社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に規定する指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者
- ③ 学校教育法に基づく2年制の短期大学又は高等専門学校を卒業した者またはこれに準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に規定する者であって、かつ社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に規定する指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
- ④ 社会福祉士介護福祉士学校訓練校等養成施設指定規則に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に定める指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者

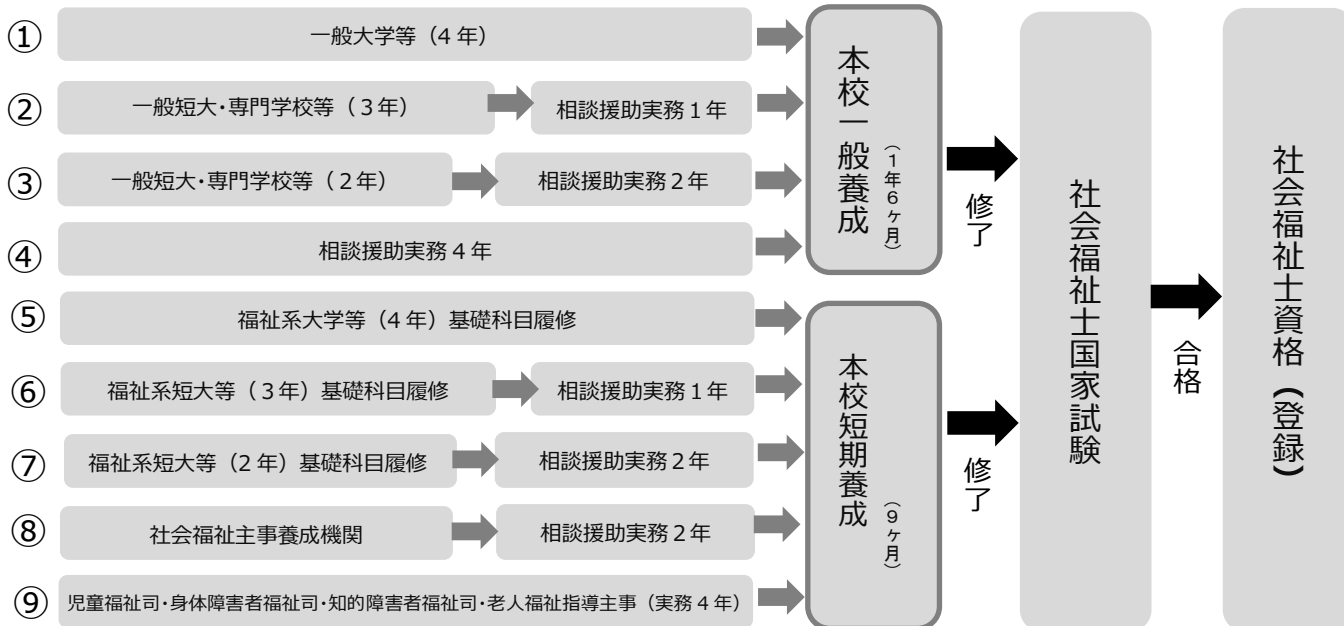
◆短期養成課程

- ⑤ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）において規定する基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に掲げる者
- ⑥ 学校教育法に基づく3年制の短期大学（夜間、通信は除く）において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に掲げる者であって、かつ社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に規定する指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者
- ⑦ 学校教育法に基づく2年制の短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則に掲げる者であって、かつ社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に規定する指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
- ⑧ 社会福祉法に規定する社会福祉主事養成機関の課程を修了した者であって、かつ社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に規定する指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者
- ⑨ 児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上である者

（注）相談援助業務の実務年数については、**2025年3月31日現在**でその要件を満たしていることが必要です。

②③⑥⑦⑧の者は卒業後の実務年数となります。

（注）指定施設及び認められる相談援助業務の範囲については、P.12～P.25の表に記載しています。



*一般系大学等4年 福祉系大学を除いた大学・専門学校を指し、学部・学科は問いません。

*一般系短大・専修学校等 高等学校卒業以上を入学対象とする学校のことをいいます。

*受講資格 ④⑨については、学歴は問いません。

●年度別基礎科目一覧（社会福祉学科通信課程）

① 2008 年度以前に大学、短大、専門学校に入学した方で旧基礎科目が適用される方

- | | | | |
|-----------------------------|---------|----------|---------|
| 1 社会福祉原論 | 2 老人福祉論 | 3 障害者福祉論 | 4 児童福祉論 |
| 5 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち、1 科目 | | | |
| 6 心理学、社会学、法学のうち、1 科目 | | | |

② 2009 年度から 2020 年度に大学、短大、専門学校に入学された方

- | |
|--|
| 1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち、1 科目 |
| 2 社会調査の基礎 3 相談援助の基盤と専門職 4 福祉行財政と福祉計画 |
| 5 福祉サービスの組織と経営 6 社会保障 7 高齢者に対する支援と介護保険制度 |
| 8 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 9 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 |
| 10 低所得者に対する支援と生活保護制度 11 保健医療サービス |
| 12 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち、1 科目 |

③ 2021 年度以降に大学、短大、専門学校に入学された方

- | |
|--|
| 1 医学概論 2 心理学と心理的支援 3 社会学と社会システム 4 社会保障 |
| 5 権利擁護を支える法制度 6 高齢者福祉 7 障害者福祉 8 児童・家庭福祉 |
| 9 貧困に対する支援 10 保健医療と福祉 11 刑事司法と福祉 |
| 12 ソーシャルワークの基盤と専門職 13 ソーシャルワークの基盤と専門職（専門） |
| 14 社会福祉調査の基礎 15 福祉サービスの組織と経営 16 ソーシャルワーク演習 |

* 基礎科目履修者は 50～54 ページの社会福祉に関する基礎科目履修証明書が必要です。

科目の読み替えについては卒業した大学等でご確認ください。

以下の実務経験が 4 年以上ある方は、社会福祉士短期養成課程に入学することができます。

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
● 児童相談所（都道府県・指定都市職員）	児童福祉司
● 身体障害者更生相談所（都道府県・指定都市職員）	身体障害者福祉司
● 知的障害者更生相談所（都道府県・指定都市職員）	知的障害者福祉司
● 福祉事務所（都道府県・市（一部町村）職員）	査察指導員 老人福祉指導主事

●受講資格（精神保健福祉学科通信課程）

「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則」に定める次のいずれかに該当する者

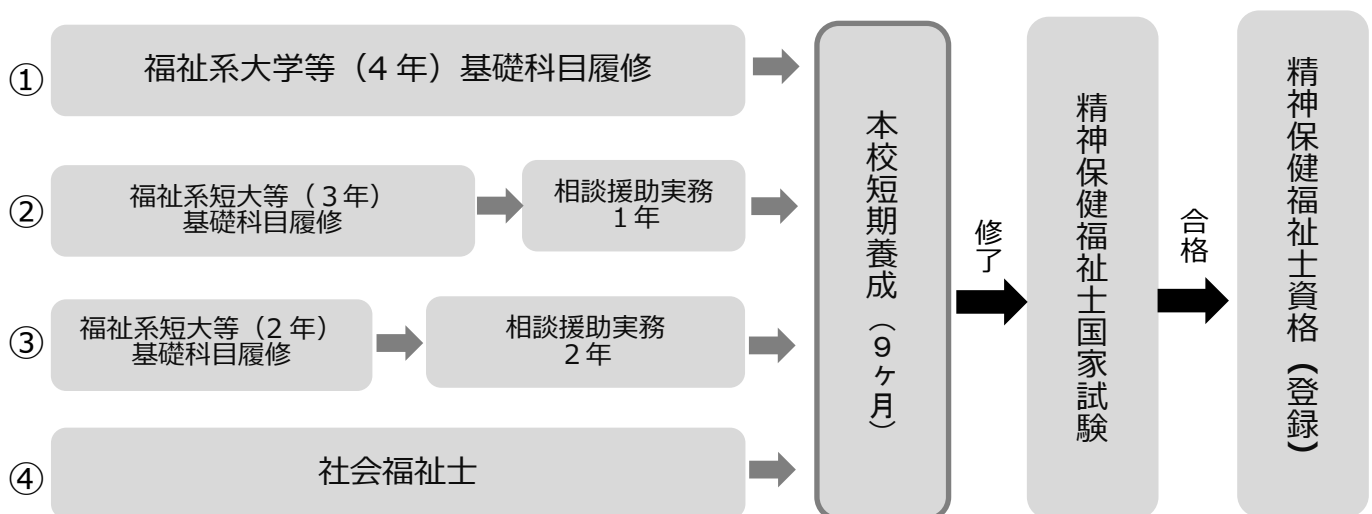
◆短期養成課程

- ①学校教育法に基づく福祉系4年制大学において基礎科目を修めて卒業した者(卒業見込み者含む)またはこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者
- ②学校教育法に基づく福祉系3年制短期大学(夜間、通信によるものは除く)において基礎科目を修めて卒業した者またはこれに準ずる者として厚生労働省令に定める者でかつ指定施設において1年以上相談業務に従事した者
- ③学校教育法に基づく福祉系2年制短期大学において基礎科目を修めて卒業した者またはこれに準ずるものとして厚生労働省令に定める者でかつ指定施設において2年以上相談業務に従事した者
- ④社会福祉士

(注) 相談援助業務の実務年数については、受講開始時点でその要件を満たしていることが必要です。

②③は卒業後の実務年数となります。

(注) 指定施設及び認められる相談援助業務の範囲については、P.26～P.32に記載しています。



*受講資格 ④については、学歴は問いません。

●年度別基礎科目一覧（精神保健福祉学科通信課程）

① 2008 年度以前に大学、短大、専門学校に入学した方で旧基礎科目が適用される方

- 1 社会福祉原論
- 2 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち、1 科目
- 3 精神保健福祉援助技術総論 4 医学一般
- 5 心理学、社会学、法学のうち、1 科目

② 2009 年度から 2011 年度に大学、短大、専門学校に入学された方

- 1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち、1 科目
- 2 社会保障 3 低所得者に対する支援と生活保護制度 4 福祉行財政と福祉計画
- 5 保健医療サービス 6 権利擁護と成年後見制度 7 精神保健福祉援助技術総論

③ 2012 年度から 2020 年度に大学、短大、専門学校に入学された方

- 1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち、1 科目
- 2 現代社会と福祉 3 地域福祉の理論と方法 4 社会保障
- 5 低所得者に対する支援と生活保護制度 6 福祉行財政と福祉計画 7 保健医療サービス
- 8 権利擁護と成年後見制度 9 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- 10 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎） 11 精神保健福祉援助演習（基礎）

④ 2021 年度以降に大学、短大、専門学校に入学された方

- 1 医学概論 2 心理学と心理的支援 3 社会学と社会システム 4 社会福祉の原理と政策
- 5 地域福祉と包括的支援体制 6 社会保障 7 障害者福祉 8 権利擁護を支える法制度
- 9 刑事司法と福祉 10 社会福祉調査の基礎 11 ソーシャルワークの基盤と専門職
- 12 ソーシャルワーク演習

* 基礎科目履修者は 56～62 ページの精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書が必要です。

科目の読み替えについては卒業した大学等でご確認ください。

●選考料・受講料等

選考料（全課程共通） 6,000 円

1. 選考料（6,000 円）は申込時に納入してください。お振込先は下記「申込方法・入学選考料振込方法」をご確認ください。

課 程	入学金	受講料	合計（受講決定時に納付）
社会福祉学科通信課程 一般養成課程	30,000 円	270,000 円	300,000 円
社会福祉学科通信課程 短期養成課程	30,000 円	190,000 円	220,000 円
精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程	30,000 円	190,000 円	220,000 円

2. 社会福祉学科通信課程にてソーシャルワーク実習が必要な方は、実習費として一般・短期養成課程：140,000 円（介護福祉士・精神保健福祉士の資格取得者は 115,000 円、実習費として別途納付）が加算されます。詳細につきましては 6 ページ「ソーシャルワーク実習（該当者のみ）」の項をご確認ください。
3. 精神保健福祉学科通信課程にてソーシャルワーク実習が必要な方は、実習費として 210 時間：100,000 円、150 時間：70,000 円（実習費として別途納付）が加算されます。詳細につきましては 6 ページ「ソーシャルワーク実習（該当者のみ）」の項をご確認ください。（受講決定後に連絡いたします）
4. 入学金、受講料、補助活動費（教科書、実習費等）は、それぞれ指定した期日までに納入（一括納入）してください。
5. 補助活動費（教科書）につきましては、受講手続完了証書類の中でご案内いたします。
6. 受講開始後に各学科通信課程事務局から配布される教材の費用は受講料に含まれます。ただし、レポート等の作成や郵送にかかる費用は受講生の負担となります。

*受講手続き締め切り日は、合格通知書に同封の納入案内をご覧ください。

*納付金についてご不明な点がございましたら、通信課程事務局までお問い合わせください。

*一旦納入された受講選考料・入学金は返却いたしませんので、予めご了承ください。

*補助活動費（教科書）参考価格

社会福祉学科通信課程	：一般養成課程	60,000 円	程度
社会福祉学科通信課程	：短期養成課程	22,000 円	程度
精神保健福祉学科通信課程	：短期養成課程	30,000 円	程度

●申込方法・選考料振込方法

受付期間内に提出書類を本校まで直接持参するか、または簡易書留で郵送してください。

直接持参の場合は、マロニエ医療福祉専門学校（通信課程事務局）にて受け付けます。ただし定員に達した場合、その時点で受付を締切ります。平日 9：00～17：00 まで受付。土日祝日及び夏期休暇の窓口受付業務は行っておりません。

入学選考料（6,000 円）の振込

- ・下記口座に金融機関窓口または ATM でお振込ください。（インターネットバンキングは不可）
- ・金融機関窓口振込の場合「振込依頼書控え」（銀行印のあるもの。コピー可）。ATM からの振込の場合は「振込利用明細」（コピー可）、を入学願書裏に添付してください。

※振込人の口座番号、残高を隠したい場合は該当箇所を黒マジック等で塗りつぶしてください。

・上記は本校（通信課程事務局）で現金にて納入される方は不要になります。

銀 行 名	足利銀行 新栃木支店	預金種目	普通
口 座 名	学校法人 産業教育事業団	口座番号	2 9 9 2 2 8 9

●選考方法

書類審査及び小論文

●合否通知

合否通知は試験日後、1 週間程度で通知いたします。

電話等でのお問い合わせには一切お応えできませんので、予めご了承ください。

●入学金・受講料の納入

合格通知受領後、学費納入のご案内にて 1 週間以内に指定の銀行口座に入学金及び受講料の合計をお振込みください。

〈受講辞退による学費等の返還について〉

受講を辞退する場合は、入学金以外の納入金額を返還します。次項の手続きに沿ってご請求ください。

○辞退届締切日：2025 年 3 月 31 日（月）正午必着

○提出書類：受講辞退届（本校指定）、納入金返還先届（本校指定）、受講手続完了証

○返還期日：受講辞退届を受理してから 1 カ月以内となります。

○注意事項：辞退届締切日以降、受講時納入金は理由を問わず返還いたしませんので、ご了承ください。

※受講辞退届は、通信課程事務局（0282-28-0030）までご請求ください

●募集期間

社会福祉学科通信課程 精神保健福祉学科通信課程 2025 年度 4 月受講開始

	入学願書受付期間	可否通知発送日
8 月募集 (1 期)	2024 年 8 月 1 日 (木) ～ 2024 年 8 月 30 日 (金)	2024 年 9 月 6 日 (金)
9 月募集 (2 期)	2024 年 9 月 1 日 (日) ～ 2024 年 9 月 30 日 (月)	2024 年 10 月 7 日 (月)
10 月募集 (3 期)	2024 年 10 月 1 日 (火) ～ 2024 年 10 月 31 日 (木)	2024 年 11 月 8 日 (金)
11 月募集 (4 期)	2024 年 11 月 1 日 (金) ～ 2024 年 11 月 29 日 (金)	2024 年 12 月 6 日 (金)
12 月募集 (5 期)	2024 年 12 月 1 日 (日) ～ 2024 年 12 月 20 日 (金)	2024 年 12 月 25 日 (水)
1 月募集 (6 期)	2025 年 1 月 6 日 (月) ～ 2025 年 1 月 31 日 (金)	2025 年 2 月 7 日 (金)
2 月募集 (7 期)	2025 年 2 月 1 日 (土) ～ 2025 年 2 月 28 日 (金)	2025 年 3 月 7 日 (金)
3 月募集 (8 期)	2025 年 3 月 10 日 (月) ～ 2025 年 3 月 24 日 (月)	2025 年 3 月 27 日 (木)

●面接授業 (スクーリング)

・社会福祉学科通信課程 スクーリング日程

実習が必要な受講生： 7 時間／日×6 日間
6 時間／日×6 日間計
78 時間 12 日間

実習が不要な受講生： 7 時間／日×3 日間
6 時間／日×4 日間
計 45 時間 7 日間

・精神保健福祉学科通信課程 スクーリング日程

実習が必要な受講生： 6 時間／日×6 日間
3 時間／日×6 日間
計 54 時間 12 日間

実習が不要な受講生： 6 時間／日×6 日間
3 時間／日×3 日間
計 45 時間 9 日間

※時間割等の詳細は各面接授業開始前にご連絡いたします。

●ソーシャルワーク実習 (該当者のみ)

・社会福祉学科通信課程

受講開始までに指定施設において相談援助業務の実務経験が 1 年未満の方は実習が必要となります。
実習該当者は、一般養成課程では 2026 年 2 月～7 月頃の期間内に 240 時間 (約 30 日間) の実習、短期養成課程では 2025 年 6 月～10 月頃の期間内に 240 時間 (約 30 日間) の実習が必要となります。

※「介護福祉士」・「精神保健福祉士」の資格を有している方は 60 時間 (約 7 日間) が免除されます。「登録証の写し」をご提出ください。また実習費も 25,000 円免除となり 115,000 円となります。

・精神保健福祉学科通信課程

受講開始までに指定施設において相談援助業務の実務経験が 1 年未満の方は実習が必要となります。
実習該当者は、2025 年 6 月～10 月頃の期間内に 210 時間 (約 28 日間) の実習が必要となります。そのうち、精神科病院等の医療機関で 90 時間 (約 12 日間) 以上が必須となります。
社会福祉士の相談援助実習を履修された方は、医療機関以外での実習が 60 時間 (約 8 日間) 免除されます。

実習に該当される方へ

* ソーシャルワーク実習に該当される方は出願前に必ずご連絡下さい。Tel 0282-28-0030

* 実習日程については、原則として週 3 日以上、または月 10 日以上の平日集中型とします。

* 社会福祉学科通信課程のソーシャルワーク実習に関しては、種別の異なる 2 つの施設で合計 240 時間 (約 30 日間) 行う必要があります。介護福祉士・精神保健福祉士の資格をお持ちの方は 180 時間 (23 日間) となります。

※実習の日程については、実習先の都合を優先する場合がありますので、お勤めの方は予めご自身の職場にてご相談の上受講をお願いします。

●申込書類一覧（社会福祉学科通信課程）

受講資格によって必要書類が異なります。ご注意ください。

（○…必要 △…該当者のみ ×…不要）

	①	②	③	④
社会福祉学科通信課程 一般養成課程	一般系 大学等 (4年)	一般系短大 専修学校等 (3年) ↓ 相談援助 実務 (1年)	一般系短大 専修学校等 (2年) ↓ 相談援助 実務 (2年)	実務経験 (4年)
[様式1] 受講申込書 (裏面に振込利用明細または振込依頼書控え貼付)	○	○	○	○
卒業(見込)証明書(原本)	○注1	○注1	○注1	×
[様式4] 実務経験証明書(申告)見込み	△注2	○注2	○注2	○注2
[様式5] 実務経験証明書(申告)	△注2	○注2	○注2	○注2
[様式6] 実務経験証明書(個票)	△注2	○注2	○注2	○注2
[様式11] 小論文	○	○	○	○
受験結果通知封筒・簡易書留分切手貼付	○	○	○	○

	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
社会福祉学科通信課程 短期養成課程	福祉系 大学等 (4年) + 基礎科目 履修	福祉系短大 専修学校等 (3年) + 基礎科目履修 ↓ 相談援助 実務(1年)	福祉系短大 専修学校等 (2年) + 基礎科目履修 ↓ 相談援助 実務(2年)	社会福祉 主事 養成機関 ↓ 相談援助 実務(2年)	・児童福祉司 ・身体障害者 福祉司 ・査察指導員 ・知的障害者 福祉司 ・老人福祉 指導主事 実務(4年)
[様式2] 受講申込書 (裏面に振込利用明細または振込依頼書控え貼付)	○	○	○	○	○
卒業(見込)証明書(原本)	○注1	○注1	○注1	○注1	×
[様式4] 実務経験証明書(申告)見込み	△注2	○注2	○注2	○注2	○注2
[様式5] 実務経験証明書(申告)	△注2	○注2	○注2	○注2	○注2
[様式6] 実務経験証明書(個票)	△注2	○注2	○注2	○注2	○注2
[様式8-1、2、3] 社会福祉に関する 基礎科目履修証明書	○注3	○注3	○注3	×	×
[様式11] 小論文	○	○	○	○	○
受験結果通知封筒・簡易書留分切手貼付	○	○	○	○	○

※その他、実習該当者で「介護福祉士」・「精神保健福祉士」の資格をお持ちの方は登録証の写しをご提出ください

注1…卒業(見込)証明書(原本)を提出してください。卒業証書ではありません。

注2…大学等を卒業後、指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある方はソーシャルワーク実習が免除されますので「実務経験証明書(申告)」と「実務経験証明書(個票)」の両方をご提出ください。

注3…大学、短大、専修学校等に入学した時期によって、基礎科目の内容が異なりますので、使用する書式にご注意ください。

※受講申込時に、相談援助業務の実務経験が必要年数未満の方は、まず「実務経験証明書(申告)見込み」を提出して、受講開始後に「実務経験証明書(申告)」と「実務経験証明書(個票)」を提出してください。なお、実務経験の年数は受講開始の前日(3月31日)までに満たす必要があります。

※証明書と受講申込等の姓名が異なる場合は、戸籍抄本の写しを添付してください。

※一度提出された書類は合否にかかわらず、一切返却いたしませんのでご了承ください。

●申込書類一覧（精神保健福祉学科通信課程）

受講資格によって必要書類が異なります。ご注意ください。

（○…必要 △…該当者のみ ×…不要）

	①	②	③	④
精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程	福祉系 大学等 (4年) + 基礎科目 履修	福祉系短大 専修学校等 (3年) + 基礎科目履修 ↓ 相談援助 実務 (1年)	福祉系短大 専修学校等 (2年) + 基礎科目履修 ↓ 相談援助 実務 (2年)	社会福祉士
〔様式3〕 受講申込書 (裏面に振込利用明細または振込依頼書控え貼付)	○	○	○	○
卒業(見込)証明書(原本)	○注1	○注1	○注1	×
〔様式4〕 実務経験証明書(申告)見込み	△注2	○注2	○注2	△注3
〔様式5〕 実務経験証明書(申告)	△注2	○注2	○注2	△注3
〔様式7〕 実務経験証明書(個票)	△注2	○注2	○注2	△注3
〔様式9-1、2、3、4〕 精神障害者の保健 及び福祉に関する基礎科目履修証明書	○注4	○注4	○注4	×
〔様式10〕 ソーシャルワーク実習履修証明書	△注5	△注5	△注5	△注5
〔様式11〕 小論文	○	○	○	○
社会福祉士登録証写	×	×	×	○
受験結果通知封筒・簡易書留分切手貼付	○	○	○	○

注1…卒業証書(写)ではなく、卒業(見込)証明書(原本)を提出してください。

注2…大学等を卒業後、指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある方はソーシャルワーク実習が免除されます。免除希望者は「実務経験証明書(申告)」と「実務経験証明書(個票)」の両方が必要です。

注3…社会福祉士で実務経験のある方は、「実務経験証明書(申告)」と「実務経験証明書(個票)」の提出が必要となります。

注4…大学、短大、専修学校等に入学した時期によって、基礎科目の内容が異なりますので、使用する書式にご注意ください。

注5…社会福祉士養成課程の「ソーシャルワーク実習」を既に履修された方は、実習時間210時間(約28日間)のうち60時間(約8日間)が免除されますので、「相談援助実習履修証明書」を提出してください。なお、社会福祉士の登録証をもって履修証明とする事も可能です。

※受講申込時に、相談援助業務の実務経験が必要年数未満の方は、まず「実務経験証明書(申告)見込み」を提出して受講開始後に「実務経験証明書(申告)」と「実務経験証明書(個票)」を提出してください。なお、実務経験の年数は、受講開始の前日(3月31日)までに満たす必要があります。

※証明書と受講申込等の姓名が異なる場合は、戸籍抄本の写しを添付してください。

※一度提出された書類は合否にかかわらず、一切返却いたしませんのでご了承ください。

●申込手続きから学習開始まで

申込提出書類

①受講申込書提出

- 受講願書と同時に提出する書類は以下のとおりです。
- 受講願書等は、記入例に従って正確に記入してください。
 - ・[様式1] [様式2] [様式3] 受講申込書の裏面に
選考料（6,000 円）の「振込利用明細」または「振込依頼書控え」貼付
 - ・卒業(見込)証明書(原本)
 - ・[様式4] 実務経験証明書(申告)(見込み)
 - ・[様式5] 実務経験証明書(申告)
 - ・[様式6] [様式7] 実務経験証明書(個票)
 - ・[様式8-1、2、3] 社会福祉に関する基礎科目履修証明書（短期養成課程のみ）
 - ・[様式9-1、2、3、4] 精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書
 - ・[様式10] ソーシャルワーク実習・ソーシャルワーク実習指導履修証明書
 - ・[様式11] 小論文
 - ・写真2枚（縦3cm×横2.5cm）受講申込書に貼付
 - ・受験結果通知封筒・簡易書留分切手貼付
 - ・その他「介護福祉士」・「精神保健福祉士」・「社会福祉士」登録証写し
- 受講資格要件等によって提出書類が異なります。申込書類一覧をご確認ください。

②受講選考料

- 選考料（6,000 円）は銀行振込で納付し、「振込利用明細」または「振込依頼書控え」を「受講申込書」の裏面に貼付してください。
- 受講申込持参の場合は、選考料（6,000 円）は受付にて現金でもお支払い可能です。

③申込書類郵送等

- 受講申込書等は、本校指定の専用封筒に入れて、簡易書留で所定の期日（必着）までに郵送か、あるいは直接、各学科通信課程事務局まで提出してください。
- *書類が不足している場合は、受付できませんので、郵送前に必ず確認してください。

④受講者選考

- 申込書類を総合的に検討し、選考いたします。
- *小論文及び受講申込等の書類、選考料は一切返還いたしません。

⑤可否通知

- 可否通知は選考日後、1週間以内に郵送により通知いたします。
- *可否に関するお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- *受講辞退する方は、**2025年3月31日（月）正午（必着）までに受講辞退手続が完了するよう、事前に通信課程事務局（0282-28-0030）まで電話連絡をしてください。**平日9:00～17:00

受講手続き

⑥受講手続書類の送付

- 合格者には、入学金及び受講料の振込についてご案内いたします。
- 指定期日までに必ず手続きを完了してください。

⑦入学金、受講料等

- 入学金及び受講料は、本校指定の金融機関に指定期日までに振り込んでください。

⑧受講手続完了の通知

- 受講料納付が確認でき次第、「受講手続完了証」を郵送します。
- ※ご注意
 - ・指定期日までに受講料納付手続きが完了しない場合には受講辞退とみなし、受講が取り消される場合があります。
 - ・受講料の納付後、辞退される場合は5ページからの〈受講辞退による学費等の返還について〉をご覧ください。

⑨教材の送付

- 入学金及び受講料の納付確認後、受講手続完了証書類を送付し、補助活動費（教科書代）の案内をいたします。本校指定の金融機関に指定期日までに振り込んでください。教科書は出版物販売社から直接送付されます。

⑩学習開始

- 学習教材「学習の手引き」等については、ホームページにてご確認ください。

●受講生選考小論文課題

小論文の記述は申込者自身が黒のボールペンまたはインクを使い、原稿用紙〔様式 1 1〕に記述し、申込書類と一緒に提出してください。

1. 760 字～800 字で論述してください。
2. パソコン、ワープロまたはコピーでの提出は認めません。
3. 訂正が必要な場合は、修正液やテープは使用せず、訂正部分に二重線を引き、さらに訂正印を押印してください。
4. 設題は原稿用紙に記入せず、1 行目から横書きで本文を書き始めてください。

設題（社会福祉学科通信課程）

「受講を希望した動機及び、社会福祉士資格取得後に福祉サービス利用者の暮らしにどう関わっていききたいか」

設題（精神保健福祉学科通信課程）

「受講を希望した動機及び、精神保健福祉士資格取得後に福祉サービス利用者の暮らしにどう関わっていききたいか」

●学習内容

本通信課程授業は、「学習の手引き」等に基づき自宅学習、講師への質問、科目毎に出題される課題に対してのレポート提出及び面接授業により行われます。

○自宅学習（レポート提出）

学習教材「学習の手引き」と教科書に沿った自宅学習が基本となります。
各科目に定められた課題について、レポートを提出していただき、添削指導や評価を行います。
なお、学習上の質問・相談は、電話・FAX・電子メール・郵送等にて受け付けます。

＜社会福祉学科通信課程 一般養成課程＞※丸番号はレポート回数

1 年目	医学概論 心理学と心理的支援 社会学と社会システム 社会福祉調査の基礎 社会保障①② 高齢者福祉 障害者福祉 保健医療と福祉 権利擁護を支える法制度 刑事司法と福祉 ソーシャルワーク実習指導①②（該当者のみ）	2 年目	社会福祉の原理と政策 ソーシャルワークの基盤と専門職 ソーシャルワークの基盤と専門職（専門） ソーシャルワークの理論と方法（共通）①② ソーシャルワークの理論と方法（専門）①② 地域福祉と包括的支援体制①② 福祉サービスの組織と経営 児童・家庭福祉 貧困に対する支援 ソーシャルワーク演習 ソーシャルワーク演習（専門）①②③④ ソーシャルワーク実習指導③（該当者のみ）
------	--	------	---

＜社会福祉学科通信課程 短期養成課程＞※丸番号はレポート回数

社会福祉の原理と政策①② ソーシャルワークの理論と方法（共通）①② ソーシャルワークの理論と方法（専門）①② 地域福祉と包括的支援体制①② ソーシャルワーク演習（共通）① ソーシャルワーク演習（専門）①②③④ ソーシャルワーク実習指導①②③（該当者のみ）

＜精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程＞※丸番号はレポート回数

精神医学と精神医療①② 現代の精神保健の課題と支援①② ソーシャルワークの理論と方法（共通）①② ソーシャルワークの理論と方法（専門）①② 精神障害リハビリテーション論 精神保健福祉の原理①② ソーシャルワーク演習（専門）①②③ ソーシャルワーク実習指導・実習（専門）①②③※該当者 精神保健福祉制度論

●面接授業（スクーリング）

面接授業は、指定科目の全時間の出席が必要です。

面接授業は、本校で行います。

科目により、別会場での実施となる場合があります。

・社会福祉学科通信課程

ソーシャルワーク演習の面接授業は、定められている科目及び時間数を修業期間中に分けて実施し、合計 7 日間行います。ソーシャルワーク実習該当者は、ソーシャルワーク実習指導の面接授業（5 日間）が別途必要です。

面接授業は、指定科目の全時間の出席が必要です。

・精神保健福祉学科通信課程

各面接授業は、定められている科目及び時間数を修業期間中に分けて実施し、各科目指定の時間を行います。ソーシャルワーク実習該当者は、ソーシャルワーク実習指導の面接授業（3 日間）が別途必要です。

●ソーシャルワーク実習（社会福祉学科通信課程）（該当者のみ）

受講開始の前日（2025 年 3 月 31 日）までに指定施設において相談援助業務の実務経験 1 年未満の方はソーシャルワーク実習の履修が必要です。該当する方は所定の時間内に本校が指定する施設で、240 時間以上の実習をしていただきます。※資格要件により実習時間数の免除有

実習日程については、実習生と面談後指定実習施設と調整の上、決定します。実習中には、巡回指導教員が巡回し、実習指導を行います。相談実習の履修免除を希望される方は、申込時に「実務経験証明書（申告）」と「実務経験証明書（個票）」の提出が必要です。「指定施設における相談援助業務の範囲」（P.12～P.25）にて、ご自分の経験が実務経験として当てはまるかどうか確認してください。

●ソーシャルワーク実習（精神保健福祉学科通信課程）（該当者のみ）

受講開始の前日（2025 年 3 月 31 日）までに指定施設において相談援助業務の実務経験 1 年未満の方はソーシャルワーク実習の履修が必要です。該当する方は所定の時間内に本校が指定する施設で、210 時間以上の実習をしていただきます。

実習日程については、実習生と面談後指定実習施設と調整の上、決定します。実習中には、巡回指導教員が巡回し、実習指導を行います。ソーシャルワーク実習の履修免除を希望される方は、申込時に「実務経験証明書（申告）」と「実務経験証明書（個票）」の提出が必要です。「指定施設における相談援助業務の範囲」（P.26～P.32）にて、ご自分の経験が実務経験として当てはまるかどうか確認してください。また、社会福祉士の「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、医療機関以外での実習が 60 時間（約 8 日間）免除されます。

●指定施設における相談援助業務の範囲（社会福祉学科通信課程）

受講開始までに指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は「実務経験証明書（申告）」と「実務経験証明書（個票）」を申込時に提出することにより、本課程の卒業に必要なソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の履修が免除されます。ただし、各学校卒業後の実務経験に限ります。

●対象となる施設・事業種類（社会福祉学科通信課程）

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
児 童 分 野				
児童福祉法	1	児童相談所	A	児童福祉司
			B	受付相談員
			C	相談員
			D	電話相談員
			E	児童心理司・心理判定員
			F	児童指導員
			G	保育士
	2	母子生活支援施設	A	母子支援員・母子指導員
			B	少年指導員（少年を指導する職員）
			C	個別対応職員
	3	児童養護施設	A	児童指導員
			B	保育士
			C	個別対応職員
			D	家庭支援専門相談員
			E	職業指導員
			F	里親支援専門相談員
	4	障害児入所施設 ・児童発達支援センター （障害児通所支援事業）	A	児童指導員
			B	保育士
			C	心理指導担当職員
			D	児童発達支援管理責任者
	5	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	A	児童指導員
			B	保育士
	6	知的障害児通園施設	A	児童指導員
			B	保育士
	7	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	A	児童指導員
			B	保育士

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
児童福祉法	8	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	A	児童指導員
			B	保育士
	9	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	A	児童指導員
			B	保育士
			C	個別対応職員
			D	家庭支援専門相談員
	10	重症心身障害児施設	A	児童指導員
			B	保育士
			C	心理指導員（心理指導を担当する職員）
	11	児童自立支援施設	A	児童自立支援専門員
			B	児童生活支援員
			C	個別対応職員
			D	家庭支援専門相談員
			E	職業指導員
	12	児童家庭支援センター	A	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）
	13	障害児通所支援事業 ・児童発達支援事業を行う施設 ・医療型児童発達支援事業を行う施設 ・放課後等デイサービス事業を行う施設 ・居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 ・保育所等訪問支援事業を行う施設 （児童発達支援センターを除く）	A	指導員
			B	児童指導員
			C	保育士
			D	児童発達支援管理責任者
			E	障害福祉サービス経験者
			F	訪問支援員
			G	機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
	14	障害児相談支援事業	A	相談支援専門員
	15	乳児院	A	児童指導員
			B	保育士
			C	個別対応職員
			D	家庭支援専門相談員
			E	里親支援専門相談員
	16	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立 行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	A	児童指導員
			B	保育士
	17	児童自立生活援助事業を行っている施設	A	相談援助業務を行っている指導員
	18	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	A	相談援助業務を行っている職員

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
児童福祉法	19	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	A	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
その他	20	利用者支援事業を行っている施設	A	相談援助業務を行っている職員
	21	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	A	相談援助業務を行っている職員(相談員)
	22	地域生活支援事業 ・障害児等療育支援事業を行っている施設	A	相談援助業務を行っている職員
	23	心身障害児総合通園センター	A	相談援助業務を行っている職員
	24	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	A	相談援助業務を行っている職員
	25	重症心身障害児(者)通園事業 を行っている施設	A	児童指導員
			B	保育士
	26	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	A	スクールソーシャルワーカー
	27	子ども家庭総合支援拠点	A	相談援助業務を行っている職員
	28	子育て世代包括支援センター	A	相談援助業務を行っている職員
	29	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	A	医療的ケア児等コーディネーター
高 齢 者 分 野				
老人福祉法	30	養護老人ホーム	A	生活相談員、生活指導員
	31	特別養護老人ホーム	A	生活相談員、生活指導員
	32	軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホーム(A型、B型)、ケアハウスを含む)	A	生活相談員、生活指導員
	33	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	A	相談・指導を行う職員
	34	老人短期入所施設	A	生活相談員、生活指導員
	35	老人デイサービスセンター	A	生活相談員、生活指導員
	36	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	A	相談援助業務を行っている職員
	37	有料老人ホーム	A	生活相談員

	施設 コード	施設種類		職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
介護 保険 法	38	介護保険 施設	指定介護老人福祉施設	A	生活相談員
				B	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
			介護老人保健施設	A	支援相談員、相談指導員
				B	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
			介護医療院	A	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
				指定介護療養型医療施設	A
	39	地域包括支援センター		A	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (保健師、主任介護支援専門員等)
	40	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設		A	生活相談員
				B	計画作成担当者
	41	指定通所介護を行う施設 ・基準該当通所介護を行う施設 ・指定介護予防通所介護を行う施設 ・指定地域密着型通所介護を行う施設 ・基準該当介護予防通所介護を行う施設 ・第一号通所事業を行う施設 ・指定認知症対応型通所介護を行う施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設		A	生活相談員、生活指導員
	42	指定短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当短期入所生活介護を行う施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設		A	生活相談員、生活指導員
	43	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) (注意)介護老人保健施設において実施されているものに限る		A	支援相談員

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
介護 保険法	44	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設) (注意)介護老人保健施設において実施されているものに限る	A	支援相談員
	45	指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護を行う施設	A	オペレーター
	46	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	A	オペレーションセンター従事者
	47	指定小規模多機能型居宅介護を行う 施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)	A	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	48	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)	A	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	49	指定複合型サービスを行う施設	A	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	50	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護を行う施設	A	生活相談員
			B	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	51	居宅介護支援事業を行っている事業所	A	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	52	介護予防支援事業を行っている事業所	A	担当職員
その他	53	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	A	担当職員
	54	高齢者総合相談センター	A	相談援助業務を行っている相談員
	55	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	A	生活援助員
	56	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅において実施する事業	A	相談援助業務を行っている生活援助員
	57	サービス付き高齢者向け住宅	A	相談援助業務を行っている職員

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
障 害 者 分 野				
身体障害者福祉法	58	身体障害者更生相談所	A	身体障害者福祉司
			B	心理判定員
			C	職能判定員
			D	ケース・ワーカー
	59	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A型、B型） ・在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） ・障害者更生センター	A	身体障害者に関する相談に応ずる職員
	60	点字図書館	A	相談援助業務を行っている職員
精神保健福祉法	61	精神保健福祉センター	A	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
			B	精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
			C	精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
			D	心理判定員
知的障害者福祉法	62	知的障害者更生相談所	A	知的障害者福祉司
			B	心理判定員
			C	職能判定員
			D	ケース・ワーカー
障害者総合支援法	63	障害者支援施設	A	生活支援員
			B	就労支援員
			C	サービス管理責任者
	64	地域活動支援センター	A	指導員
	65	福祉ホーム	A	管理人
	66	基幹相談支援センター	A	相談援助を行っている職員
	67	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	A	生活支援員、生活指導員
		身体障害者療護施設	A	生活支援員、生活指導員
		身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	A	生活支援員、生活指導員
		身体障害者福祉工場	A	指導員

	施設 コード	施設種類		職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
障害者総合支援法	68	精神 障害 者社 会復 帰施 設	精神障害者生活訓練施設	A	精神保健福祉士
				B	精神障害者社会復帰指導員
			精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	A	精神保健福祉士
				B	精神障害者社会復帰指導員
			精神障害者福祉工場	A	精神保健福祉士
				B	精神障害者社会復帰指導員
			精神障害者福祉ホーム	A	管理人
	69	知的 障害 者援 護施 設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	A	生活支援員、生活指導員
			知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	A	生活支援員、生活指導員
			知的障害者通勤寮	A	生活支援員、生活指導員
	70	障害 福祉 サー ビス 事業	生活介護を行う施設	A	生活支援員
				B	サービス管理責任者
			自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)	A	生活支援員
				B	サービス管理責任者
			就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	A	生活支援員
				B	就労支援員
				C	サービス管理責任者
			就労継続支援を行う施設 (A型、B型)	A	生活支援員
				B	サービス管理責任者
			就労定着支援を行う施設	A	就労定着支援員
				B	サービス管理責任者
			自立生活援助を行う施設	A	地域生活支援員
				B	サービス管理責任者
			療養介護を行う施設	A	相談援助業務を行っている職員
			短期入所を行う施設 (身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む)	A	相談援助業務を行っている職員
			重度障害者等包括支援を 行う施設	A	
			共同生活介護を行う施設	A	相談援助業務を行っている職員
			共同生活援助を行う施設 (精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む)	A	相談援助業務を行っている職員

	施設 コード	施設種類		職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
障害者総合支援法	71	一般相談支援事業		A	相談支援専門員
	72	特定相談支援事業		A	相談支援専門員
	73	相談支援事業を行う施設		A	相談支援専門員
	74	地域生活 支援事業	身体障害者自立支援事業 を行っている施設	A	相談援助業務を行っている職員
			日中一時支援事業を行 っている施設	A	相談援助業務を行っている職員
			障害者相談支援事業を行 っている施設	A	相談援助業務を行っている職員
のぞみの園法	75	独立行政法人国立重度知的障害者 総合施設「のぞみ園」		A	相談援助業務を行っている職員
				B	相談援助業務を行っているケースワーカー
発達障害者支援法	76	発達障害支援センター		A	相談支援を担当する職員
				B	就労支援を担当する職員
障害者雇用促進法	77	広域障害者職業センター		A	障害者職業カウンセラー
	78	地域障害者職業センター		A	障害者職業カウンセラー
				B	職場適応援助者
	79	障害者雇用支援センター		A	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及 び第7号に規定する業務を行う職員
	80	障害者就業・生活支援センター		A	主任就業支援担当者
				B	就業支援担当者
				C	主任職場定着支援担当者
				D	生活支援担当職員
職業安定法	81	公共職業安定所		A	精神障害者雇用トータルサポーター
				B	発達障害者雇用トータルサポーター
				C	雇用トータルサポーター
その他	82	知的障害者福祉工場		A	相談援助業務を行っている指導員
	83	聴覚障害者情報提供施設		A	相談援助業務を行っている職員
	84	精神障害者地域移行支援特別対策事 業を行っている施設		A	地域体制整備コーディネーター
				B	地域移行推進員
	85	精神障害者地域移行・地域定着支 援事業を行っている施設		A	地域体制整備コーディネーター
				B	地域移行推進員
	86	精神障害者アウトリーチ推進事業 を行っている施設		A	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護 師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として職 員を除く）

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
その他	87	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	A	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として職員を除く）
	88	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	A	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	89	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	A	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
その他の分野				
地域保健法	90	保健所	A	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
			B	精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
			C	精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
			D	心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
医療法	91	病院・診療所	A	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア、患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ、患者が抱える心理的、社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ、患者の社会復帰に係る相談援助 エ、以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
			B	退院後生活環境相談員
生活保護法	92	救護施設	A	生活指導員
	93	更生施設	A	生活指導員
	94	授産施設	A	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
	95	宿所提供施設	A	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
	96	被保護者就労支援事業を行っている事業所	A	就労支援員
	97	日常生活支援住居施設	A	生活支援員
			B	生活支援提供責任者
生活困窮者自立支援法	98	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	A	主任相談支援員
			B	相談支援員
			C	就労支援員
			D	家計改善支援員（家計相談支援員を含む）
			E	就労準備支援担当者

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
社会福祉法	99	福祉事務所	A	査察指導員(指導監督を行う職員)
			B	身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)
			C	知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)
			D	老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)
			E	現業員・ケースワーカー
			F	家庭児童福祉主事
			G	家庭相談員
			H	面接指導員
			I	婦人相談員
			J	母子・父子自立支援員、母子相談員
			K	セーフティネット就労支援員
			L	被保護者就労支援員
	100	隣保館	A	相談援助業務を行っている職員
売 春 防 止 法	101	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	A	専門員
			B	相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者 に対するものに限る。)
			A	福祉活動専門員
	102	市(特別区を含む)町村社会福祉協議 会	B	相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者 に対するものに限る。)
母 子 保 健 法	103	婦人相談所	A	相談指導員
			B	判定員(心理・職能判定員)
			C	婦人相談員
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 法	104	婦人保護施設	A	入所者を指導する職員
	105	母子健康包括支援センター	A	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
配 偶 者 暴 力 防 止 法	106	産後ケア事業を実施する施設	A	相談に応ずる職員
	107	母子・父子福祉センター	A	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員(母子の相談を行う職員)
刑 事 収 容 施 設 法	108	刑事施設	A	刑務官
			B	法務教官
			C	法務技官(心理)
			D	福祉専門官

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
少年 院法	110	少年院	A	法務教官
			B	法務技官(心理)
			C	福祉専門官
少年鑑別 所法	111	少年鑑別所	A	法務教官
			B	法務技官(心理)
更生保 護法	112	地方更生保護委員会	A	保護観察官
			B	社会復帰調整官
	113	保護観察所	A	保護観察官
			B	社会復帰調整官
更生保 護事業 法	114	更生保護施設	A	補導主任
			B	補導員
			C	福祉職員
			D	薬物専門職員
裁判所 法	115	家庭裁判所	A	家庭裁判所調査官
労働者災 害補償保 険法	116	労災特別介護施設	A	相談援助業務を行っている指導員
難病 法	117	難病相談支援センター	A	難病相談支援員
成年後見 制度利用 促進法	118	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	A	相談援助業務を行っている職員
その他	119	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	A	相談援助業務を行っている相談員
	120	母子・父子自立支援プログラム策定事業	A	母子・父子自立支援プログラム策定員
	121	就業支援専門員配置等事業	A	就業支援専門員
	122	地域福祉センター	A	相談援助業務を行っている職員
	123	就労支援事業を行っている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	A	就労支援員
	124	ひきこもり地域支援センター	A	ひきこもり支援コーディネーター
			B	その他相談援助業務を行っている職員

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
その他	124	地域生活定着支援センター	A	相談援助業務を行っている職員
	125	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	A	相談援助業務を行っている相談員
	126	ホームレス自立支援センター	A	生活相談指導員
	127	東日本大震災の被災者に対する相談 援助業務を実施する事業所	A	相談援助業務を行っている職員
	128	被災者に対する相談援助業務を実施 する事業所	A	相談援助業務を行っている職員
	129	自立相談支援機関(自立相談支援 モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行って いる事業所	A	主任相談支援員
			B	相談支援員
			C	就労支援員
			D	家計相談支援員
	130	高次脳機能障害者の支援の拠点 となる機関	A	支援コーディネーター
	131	地域若者サポートステーション	A	相談援助業務を行っている職員
	132	子ども・若者総合相談センター	A	相談援助業務を行っている職員
	999	厚生労働大臣が個別に認めた施 設	A	相談援助業務を行っている相談員
現在廃止事業の分野				
その他	200	重度身体障害者更生援護施設	A	生活支援員・生活指導員
	201	身体障害者福祉ホーム	A	管理人
	202	精神障害者地域生活支援センター	A	精神保健福祉士
			B	精神障害者社会復帰指導員
	203	経過的精神障害者地域生活支援センター 事業を行っている施設(障害者自立支援法 地域生活支援事業)[平成18年10月～ 19年3月]	A	相談援助業務を行っている職員
	204	精神障害者退院促進支援事業を行って いる施設	A	相談援助業務を行っている職員
	205	知的障害者デイサービスセンター	A	生活指導員・指導員
			B	相談援助業務を行っている職員
	206	知的障害者福祉ホーム	A	管理人

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
その他	207	身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） [身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業] 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） [知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業]	A	相談援助業務を行っている職員
	208	障害者デイサービスを行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業を含む	A	相談援助業務を行っている職員
	209	経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）[平成18年10月～19年3月]	A	相談援助業務を行っている職員
	210	「障害者110番」運営事業を行っている施設	A	相談援助業務を行っている相談員
	211	知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設において実施する事業	A	相談援助業務を行っている職員

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
その他	212	高齢者住宅等安心確保事業 [高齢者世話付住宅(シルバーハウジ ング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円 滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実 施する事業] 高齢者世話付住宅(シルバーハウ ジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事 業)	A	生活援助員
	213	家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事 業 (中央児童相談所において実施する事業)	A	電話相談員
	214	ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	A	相談援助業務を行っている指導員
	215	子ども家庭相談事業 (児童センター、市に設置された児童館に おいて実施する事業)	A	相談援助業務を行っている相談員
	216	乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業)	A	相談援助業務を行っている相談員
	217	すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事 業)	A	相談援助業務を行っている相談員
	218	知的障害者専門相談(法的助言・相談)事 業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	A	相談援助業務を行っている相談員
	219	地域子育て支援センター事業を行っている 施設	A	相談援助業務を行っている職員

＊次に掲げる職種は、社会福祉士の受験資格とはなりません。

社会福祉施設や病院・診療所の

- ・医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手
- ・介護職員、作業指導員、訪問介護員（ホームヘルパー）
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員（該当業務を補助する方を含む）
- ・調理員、事務員、運転手

●指定施設における相談援助業務の範囲（精神保健福祉学科通信課程）

【精神保健福祉士法施行規則】による

「大学等で指定科目を履修して卒業し、精神保健福祉士国家試験を受験するために必要な実務経験」又は「精神保健福祉士養成施設に入学するために必要な実務経験」は、次の施設・事業において精神障害者の社会復帰に関する相談業務を主たる業務として行っている者となっています。

（平成10年厚生省令第11号第2条）

●対象となる施設・事業種類（精神保健福祉学科通信課程）

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限りです。

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
精神保健福祉法	1	精神科病院	A	精神科ソーシャルワーカー
			B	医療ソーシャルワーカー
			C	その他（職種名を記入）
	2	精神保健福祉センター	A	精神保健福祉相談員
			B	社会福祉士
			C	精神科ソーシャルワーカー
			D	心理判定員
			E	その他（職種名を記入）
児童福祉法	3	障害児通所支援事業	A B	相談援助業務に従事する職員 その他（職種名を記入）
	4	業を行う施設 （医療型児童発達支援を除く）		
	5	児童デイサービスで あった期間を含む）		
	6	保育所等訪問支援		
	7	乳児院	A	児童指導員
			B	保育士
			C	家庭支援専門相談員
			D	その他（職種名を記入）
	8	児童養護施設	A	児童指導員
			B	保育士
			C	家庭支援専門相談員
			D	職業指導員
			E	その他（職種名を記入）
	9	福祉型障害児入所施設 （知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む）	A	児童指導員
			B	保育士
			C	児童発達支援管理責任者
			D	職業指導員
			E	心理指導担当職員
			F	その他（職種名を記入）

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
児童福祉法	10	児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	A	児童指導員
			B	保育士
			C	家庭支援専門相談員
			D	その他(職種名を記入)
	11	児童相談所	A	児童福祉司
			B	受付相談員
			C	相談員
			D	電話相談員
			F	児童心理司
			G	児童指導員
			H	保育士
			I	その他(職種名を記入)
	12	母子生活支援施設	A	母子支援員
			B	少年を指導する職員
			C	その他(職種名を記入)
	13	障害児相談支援事業を行う施設	A	相談支援専門員
			B	その他(職種名を記入)
児童福祉法	14	児童自立支援施設	A	児童自立支援専門員
			B	児童生活支援員
			C	職業指導員
			D	その他(職種名を記入)
	15	児童家庭支援センター	A	職員(職種名を記入)
			B	その他(職種名を記入)
	16	児童自立生活援助事業を行う施設	A	相談援助業務を行う指導員
			B	その他(職種名を記入)
地域保健法	17	保健所	A	精神保健福祉相談員
			B	社会福祉士
	18	市町村保健センター	C	精神科ソーシャルワーカー
			D	心理判定員
			E	その他(職種名を記入)
医療法	19	病院(精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	A B C	精神科ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーカー その他(職種名を記入)
	20	診療所(精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)		

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
生活保護法	21	救護施設	A	生活指導員
	22	更生施設	B	その他(職種名を記入)
	23	被保護者就労支援事業を行う事業所	A	就労支援員
	24	被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所	A	就労支援員
			B	被保護者就労準備支援担当者
			C	相談支援に従事する者
	25	就労支援事業を行う事業所 (自律支援プログラム策定実施推進事業要領に規定する事業)	A	就労支援員
	26	日常生活支援住居施設	A	生活支援員
			B	生活支援提供責任者
地方自治体	27	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	A	精神保健福祉相談員
		区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	B	社会福祉士
		町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	C D E	精神科ソーシャルワーカー 心理判定員 その他(職種名を記入)
生活困窮者自立支援法	28	生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	A	主任相談支援員
	29	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	B C	相談支援員 就労支援員
	30	生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所	D E	家計改善支援員 就労準備支援担当者
社会福祉法	31	福祉事務所	A	査察指導員
			B	身体障害者福祉司
			C	知的障害者福祉司
			D	老人福祉指導主事
			E	現業員
			F	家庭児童福祉主事
			G	家庭相談員
			H	面接員に相当する職員
			I	婦人相談員
			J	母子・父子自立支援員
			K	母子・父子自立支援プログラム策定員
			L	就業支援専門員
			M	就労支援事業に従事する就労支援員
			N	被保護者就労支援に従事する就労支援員
			O	その他(職種名を記入)

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
社会福祉法	32	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	A	専門員
	33	市町村社会福祉協議会	A	福祉活動専門員
			B	相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対する者に限る)に従事する職員
			C	その他(職種名を記入)
知的障害者福祉法	34	知的障害者更生相談所	A	知的障害者福祉司
			B	心理判定員
			C	職能判定員
			D	ケース・ワーカー
			E	その他(職種名を記入)
法務省設置法	35	保護観察所	A	社会復帰調整官
			B	保護観察官
			C	その他(職種名を記入)
障害者雇用促進法	36	広域障害者職業センター	A	障害者職業カウンセラー
			B	その他(職種名を記入)
	37	地域障害者職業センター	A	障害者職業カウンセラー
			B	職場適応援助者
			C	その他(職種名を記入)
	38	障害者就業・生活支援センター	A	主任就業支援担当者
			B	就業支援担当者
			C	主任職場定着支援担当者
			D	生活支援担当職員
			E	その他(職種名を記入)
売春防止法	39	婦人相談所	A	相談指導員
			B	判定員
			C	婦人相談員
	40	婦人保護施設	A	入所者を指導する職員
刑事収容施設法	41	刑事施設	A	刑務官
			B	法務教官
			C	法務技官(心理)
			D	福祉専門官
少年院法	42	少年院	A	法務教官
			B	法務技官(心理)
			C	福祉専門官
少年鑑別所法	43	少年鑑別所	A	法務教官
			B	法務技官(心理)

	施設 コード	施設種類		職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種	
更生保護事業法	44	更生保護施設		A	補導に当たる職員	
				B	福祉職員	
				C	薬物専門職員	
				D	訪問支援職員	
				E	その他(職種名を記入)	
発達障害者支援法	45	発達障害者支援センター		A	相談支援を担当する職員	
				B	就労支援を担当する職員	
				C	その他(職種名を記入)	
障害者総合支援法	46	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設		A	生活支援員
	47		自立訓練を行う施設		B	サービス管理責任者
					C	その他(職種名を記入)
	48		就労移行支援を行う施設		A	職業指導員
					B	生活支援員
					C	就労支援員
					D	サービス管理責任者
					E	その他(職種名を記入)
	49		就労継続支援を行う施設		A	職業指導員
					B	生活支援員
					C	サービス管理責任者
					D	その他(職種名を記入)
	50		就労定着支援を行う施設		A	就労定着支援員
					B	サービス管理責任者
					C	相談援助業務に従事する職員
					D	その他(職種名を記入)
	51		自立生活援助を行う施設		A	地域生活支援員
					B	サービス管理責任者
					C	相談援助業務に従事する職員
					D	その他(職種名を記入)
	52		短期入所を行う施設		A B	相談援助業務に従事する職員 その他(職種名を記入)
	53		重度障害者等包括支援を行う施設			
	54		共同生活援助を行う施設 (共同生活介護であった期間を含む)			
	55		地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設		A
	56	障害者相談支援事業を行っている施設				
	57	障害児等療育支援事業を行っている施設				

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
障害者総合支援法	58	一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	A	相談支援専門員
			B	その他(職種名を記入)
	59	特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	A	相談支援専門員
			B	その他(職種名を記入)
	60	障害者支援施設	A	生活支援員
			B	就労支援員
			C	サービス管理責任者
			D	その他(職種名を記入)
	61	地域活動支援センター	A	指導員
			B	その他(職種名を記入)
	62	福祉ホーム	A	管理人
			B	その他(職種名を記入)
	63	基幹相談支援センター	A	相談援助業務に従事する職員
			B	その他(職種名を記入)
介護保険法	64	地域包括支援センター	A	包括的支援事業に係る業務を行う職員(※1) (保健師、主任介護支援専門員等)(職種名を記入)
			B	その他(職種名を記入)
職業安定法	65	公共職業安定所	A	精神障害者雇用トータルサポーター
			B	発達障害者雇用トータルサポーター
			C	雇用トータルサポーター(大学等支援分)
その他	66	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	A	地域体制整備コーディネーター
			B	地域移行推進員
			C	その他(職種名を記入)
	67	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	A	相談援助業務に従事する職員(医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
	68	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	A	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	69	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	A	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
			A	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
	70	スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	A	スクールソーシャルワーカー
			B	その他(職種名を記入)
	71	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行う施設	A	相談員
	72	ひきこもり地域支援センター	A	ひきこもり支援コーディネーター
	73	地域生活定着支援センター	A	相談援助業務に従事する職員
	74	ホームレス自立支援事業を行う施設	A	生活相談指導員
			B	その他(職種名を記入)

	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として 認められる職種
その他	75	地域若者サポートステーション	A	相談援助業務に従事する職員
	76	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	A	支援コーディネーター
	99	その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	A	精神保健福祉に関する相談援助に従事する相談員
現在廃止事業の分野				
	77	精神障害者地域生活援助事業を行う施設	A	世話人
			B	その他(職種名を記入)
	78	精神障害者社会復帰施設	A	精神障害者社会復帰指導員
			B	管理人
			C	その他(職種名を記入)
	79	知的障害者援護施設	A	生活支援員
			B	その他(職種名を記入)
	80	児童デイサービス	A	相談援助業務に従事する職員
			B	その他(職種名を記入)

●受講申込書 記入上の注意点

2021 年

社会福祉学科通信課程 一般養成課程 受講申込書

[様式 1]

No.	※			マロニエ医療福祉専門学校	
フリガナ				性 別	男 女
氏 名	(旧姓:)			写真(カラー) 3×2.5cm 貼付してください	
生年月日	西暦	年	月	日生 (歳)	
現住所	〒 -				
	自宅電話	FAX			
	携帯電話	Eメール			
勤務先	勤務先(施設・団体)		勤務先(会社)		
	職 種	所 属	所 在 地		
学 歴	学 校 名		卒業年次	卒業・卒退・退学	
(西暦)	入学年月日		年 月 日	卒業(卒業・卒業見込み)年月日	
	年 月 日		年 月 日	卒業・中途・卒業見込み	
職 歴	職 種		年 月 日	職 種	
(西暦)	年 月 日 ~		年 月 日		
	年 月 日 ~		年 月 日		
学 歴	取得年次		年 月 日	取得年次	
(西暦)	年 月 日		年 月 日	取得年次	
受講資格	☐ (1) 4年制大学等卒業 ☐ (2) 3年制短期大学等卒業 + 実務経験 1年以上 ☐ (3) 2年制短期大学等卒業 + 実務経験 2年以上 ☐ (4) 実務経験 4年以上				

(切り離さないでください)

フリガナ	※			No.	
性 別	男・女	生 年 月 日	写真(カラー) 3×2.5cm 貼付してください		
住 所	〒 -	西暦	年	月	日生 (歳)
	TEL・携帯		()		

※には記入しないでください。表面も忘れずに記入ください。

[氏名]

- ・現在の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、旧姓を必ず記入してください。
- (注) 戸籍抄本の写しを同封してください。

[勤務先]

- ・施設・機関・団体・会社名等を略さずに記入してください。
- ・現在、施設・会社等に勤務していない方は、職種・所属欄に「主婦」、「自営業」等の表記をしてください。

[学歴]

- ・最終学歴を記入してください
- (注) 大学院は必要ありません。

[職歴]

- ・現在の勤務までの職歴について、直近の5つまでを記入してください。

●実務経験証明書（申告）・実務経験証明書（個票） 記入上の注意点

実務経験を有する方は、必ず提出してください。

【様式4】

実務経験証明書（申告）

マロニエ医療福祉専門学校 校長 殿

20 年 月 日

申告者
氏名 _____ 印
住所 _____

私の相談援助に関する実務経験は、以下の通りですので、所長等の証明を添えて申告いたします。

所属している(していた)施設・機関等	施設種類及び職種	コード	期 間 (西暦)	証明権者 (施設・機関代表者)
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
			年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	

※ 上記の記載内容は「実務経験証明書(個票)」の記載内容と一致することが必要です。
 ※ 「施設種類及び職種」欄は、P.9～P.18の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りの施設種類・職種及びコードを記入してください。それ以外の名称を記入されても選考の対象となりませんのでご注意ください。
 ※ P.1の受講資格区分①②③④⑤⑥⑦の方の実務経験は、大学・短大卒業後の実務経験に限ります。

実務経験証明書（申告） 申込者が記入

【所属している(していた)施設・機関等】

- 施設名だけでなく、施設種類も記入してください。
- P.12～P.32の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載の通りに記入してください。

【施設種類及び職種】

- P.12～P.32の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載の職種であることが必要です。
- 実務経験証明書と一致していることを確認してください。

【期間(西暦)】

- 現在も勤務中の場合は、「現在に至る」と記入してください。

【証明権者(施設・機関代表者)】

- 施設・機関の施設名と、代表者氏名まで記入してください。

【様式0】

社会福祉学科通信課程
実務経験証明書（個票）

マロニエ医療福祉専門学校 校長 殿

フリガナ	生 年 月 日 (年齢)
氏 名	西暦 年 月 日生 (満 歳)
施設種別	
職 種	

※ (1) (2) いずれかにご記入ください。

(1) 上記の者は、 年 月 日より当施設・機関において勤務し、相談援助を主たる業務として行っていることを証明します。

(2) 上記の者は、 年 月 日より 年 月 日まで当施設・機関において勤務し、相談援助を主たる業務として行っていたことを証明します。

年 月 日

所 在 地 _____

施設・機関名 _____

電 話 番 号 _____

施設・機関代表者 _____ 公印

※ 施設種類及び職種は、P.9～P.18の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りの施設種類・職種を記入してください。
 ※ 証明内容を訂正した場合は、証明者の印を押印してください。修正液による訂正は認められません。
 ※ 本証明書は1ヶ所の施設・機関について1通必要です。複数必要な場合はコピーしてください。

実務経験証明書（個票） 証明者が記入

学科によって様式が別になりますので
ご注意ください。

【施設種別・職種】

- P.12～P.32の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りに記入してください。

- 証明の日付を必ず記入してください。

- 施設名だけでなく、施設種類も必ず記入してください。

- 施設・機関の公印を必ず押印してください。

- 証明内容を訂正する場合は、取消線により修正のうえ、証明者による訂正印を押印してください。修正液による訂正は認められません。

社会福祉学科通信課程 一般養成課程 受講申込書

No.	※			マロニエ医療福祉専門学校	
フリガナ				性別	男・女
氏 名	(旧姓:)				
生年月日	西暦 年 月 日生 (歳)			写真(カラー) 3×2.5cm 糊付してください	
現住所	〒 -				
	自宅電話			FAX	
	携帯電話			E-メール	
勤務先	設置主体(法人名)		勤務先名称		
	職 種・所 属		所 在 地		
学 歴 (西暦)	学 校 名		修業年限	学 部・学 科・専 攻	
			年制		
	入 学 年 月 日		卒 業 (中 退・卒 業 見 込 み) 年 月 日		
職 歴 (西暦)	就 業 期 間		勤 務 先		職 種
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
資 格 (西暦)	取 得 資 格		取 得 年 月 日		取 得 機 関
			年 月 日取得		
			年 月 日取得		
受講資格 (該当欄に☑)	☐ (1) 4 年制大学等卒業				
	☐ (2) 3 年制短期大学等卒業 + 実務経験 1 年以上				
	☐ (3) 2 年制短期大学等卒業 + 実務経験 2 年以上				
	☐ (4) 実務経験 4 年以上				

(切り離さないでください)

フリガナ			No.	写真(カラー) 3×2.5cm 糊付してください
氏 名			※	
性 別	男・女	生 年 月 日 西暦 年 月 日生 (歳)		
住 所	〒 -		TEL・携帯 ()	

※には記入しないでください。裏面も忘れずにご記入ください。

緊急時の連絡先(ご本人様以外で連絡がとれる方をご記入ください。)

フリガナ				続 柄	
氏名					
自宅電話					
携帯電話					
勤務先	勤務先名				
	部 署				
	電 話		内 線		

下記の場所に「振込利用明細」(コピー可)又は「振込依頼書控え」(コピー可)を貼付してください。
(現金にて納入される方は、貼付の必要はありません)

「振込利用明細」(コピー可)又は「振込依頼書控え」(コピー可)を貼付



貼付は、枠内だけとしてください。

社会福祉学科通信課程 短期養成課程 受講申込書

No.	※			マロニエ医療福祉専門学校		
フリガナ				性別	男・女	
氏 名	(旧姓 :)					
生年月日	西暦	年	月	日生 (歳)	写真(カラー) 3×2.5cm 糊付してください	
現住所	〒 -					
	自宅電話			FAX		
	携帯電話			E-メール		
勤務先	設置主体(法人名)		勤務先名称			
	職 種 ・ 所 属		所 在 地			
学 歴 (西暦)	学 校 名		修業年限	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻		
	年 月 日		年制	年 月 日		
	入 学 年 月 日		卒 業 (中 退 ・ 卒 業 見 込 み) 年 月 日			
職 歴 (西暦)	就 業 期 間		動 務 先		職 種	
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
資 格 (西暦)	取 得 資 格		取 得 年 月 日		取 得 機 関	
			年 月 日取得			
			年 月 日取得			
受講資格 (該当欄に☑)	☐ (1) 福祉系 4 年制大学等卒業 基礎科目履修					
	☐ (2) 福祉系 3 年制短期大学等卒業 基礎科目履修 + 実務経験 1 年以上					
	☐ (3) 福祉系 2 年制短期大学等卒業 基礎科目履修 + 実務経験 2 年以上					
	☐ (4) 社会福祉主事養成機関修了 + 実務経験 2 年以上					
	☐ (5) 実務経験 4 年以上(児童福祉司、身体障害者福祉司、査察指導員、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事)					

(切り離さないでください)

フリガナ			No.	写真(カラー) 3×2.5cm 糊付してください
氏 名			※	
性 別	男・女	生 年 月 日		
住 所	〒 -	西暦	年 月 日生 (歳)	
	TEL・携帯		()	

※には記入しないでください。裏面も忘れずにご記入ください。

緊急時の連絡先(ご本人様以外で連絡がとれる方をご記入ください。)

フリガナ				続 柄	
氏名					
自宅電話					
携帯電話					
勤務先	勤務先名				
	部 署				
	電 話		内 線		

下記の場所に「振込利用明細」(コピー可)又は「振込依頼書控え」(コピー可)を貼付してください。
(現金にて納入される方は、貼付の必要はありません)

「振込利用明細」(コピー可)又は「振込依頼書控え」(コピー可)を貼付



貼付は、枠内だけとしてください。

精神保健福祉学科通信課程 短期養成課程 受講申込書

No.	※			マロニエ医療福祉専門学校	
フリガナ				性別	男・女
氏 名	(旧姓)				
生年月日	西暦 年 月 日生 (歳)			写真(カラー) 3×2.5cm 糊付してください	
現住所	〒 -				
	自宅電話			FAX	
	携帯電話			Eメール	
勤務先	設置主体(法人名)		勤務先名称		
	職 種 ・ 所 属		所 在 地		
学 歴 (西暦)	学 校 名		修業年限	学 部 ・ 学 科 ・ 専 攻	
	入 学 年 月 日		年制	卒 業 (中 退 ・ 卒 業 見 込 み) 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	卒 業 ・ 中 退 ・ 卒 業 見 込 み	
職 歴 (西暦)	就 業 期 間		勤 務 先		職 種
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
	年 月 日 ~ 年 月 日				
資 格 (西暦)	保健・福祉・医療に関する資格		取 得 年 月 日		取 得 機 関
			年 月 日取得		
			年 月 日取得		
受講資格 (該当欄に☑)	☐ (1) 福祉系 4 年制大学等卒業 基礎科目履修				
	☐ (2) 福祉系 3 年制短期大学等卒業 基礎科目履修 + 実務経験 1 年以上				
	☐ (3) 福祉系 2 年制短期大学等卒業 基礎科目履修 + 実務経験 2 年以上				
	☐ (4) 社会福祉士				

(切 り 離 さ な い で く だ さ い)

フリガナ			No.	写真(カラー) 3×2.5cm 糊付してください
氏 名			※	
性 別	男・女	生 年 月 日 西暦 年 月 日生 (歳)		
住 所	〒 -		TEL・携帯 ()	

※には記入しないでください。裏面も忘れずにご記入ください。

緊急時の連絡先(ご本人様以外で連絡がとれる方をご記入ください。)

フリガナ				続柄	
氏名					
自宅電話					
携帯電話					
勤務先	勤務先名				
	部 署				
	電 話		内 線		

下記の場所に「振込利用明細」(コピー可)又は「振込依頼書控え」(コピー可)を貼付してください。
(現金にて納入される方は、貼付の必要はありません)

「振込利用明細」(コピー可)又は「振込依頼書控え」(コピー可)を貼付



貼付は、枠内だけとしてください。

実務経験証明書（申告）見込み

20 年 月 日

マロニエ医療福祉専門学校 校長 殿

申告者

氏名 _____ 印

住所 _____

私の相談援助に関する実務経験は、以下の見込みですので、申告いたします。なお、受講開始時に「実務経験証明書（申告）」及び「実務経験証明書（個票）」を提出いたします。

所属している(していた) 施設・機関等	施設種類 及び職種	コード		期 間 (西暦)	証明権者 (施設・機関代表者)
		施設	職種		
				年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	

※ 本証明書で「見込み」の申告を行った場合は、受講開始時に再度「実務経験証明書（申告）」及び「実務経験証明書（個票）」を郵送してください。

※ 「施設種類及び職種」欄は、P12～P32の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りの施設種類・職種及びコードを記入してください。それ以外の名称を記入されても選考の対象となりませんのでご注意ください。

実務経験証明書（申告）

20 年 月 日

マロニエ医療福祉専門学校 校長 殿

申告者

氏名 _____ 印

住所 _____

私の相談援助に関する実務経験は、以下の通りですので、所属長等の証明を添えて申告いたします。

所属している(していた) 施設・機関等	施設種類 及び職種	コード		期 間 (西暦)	証明権者 (施設・機関代表者)
		施設	職種		
				年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 ヶ月)	

※ 上記の記載内容は「実務経験証明書(個票)」の記載内容と一致することが必要です。

※ 「施設種類及び職種」欄は、P12～P32の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りの施設種類・職種及びコードを記入してください。それ以外の名称を記入されても選考の対象となりませんのでご注意ください。

※ 社会福祉学科通信課程において、P.1の受講資格区分① ② ③ ⑤ ⑥ ⑦の方の実務経験は、大学・短大卒業後の実務経験に限ります。

※ 精神保健福祉学科通信課程において、P.2の受講資格区分② ③の実務経験は、大学・短大等卒業後の実務経験に限ります。

社会福祉学科通信課程
実務経験証明書（個票）

[様式6]

マロニエ医療福祉専門学校 校長 殿

フリガナ		生 年 月 日 (年齢)
氏 名		西暦 年 月 日生 (満 歳)
施設種別		
職 種		

※（１）（２）いずれかにご記入ください。

（１） 上記の者は、 年 月 日より当施設・機関において勤務し、
相談援助を含む業務として行っていることを証明します。

（２） 上記の者は、 年 月 日より 年 月 日まで
当施設・機関において勤務し、相談援助を含む業務として行っていた
ことを証明します。

年 月 日

所 在 地 _____

施 設 ・ 機 関 名 _____

電 話 番 号 _____

施設・機関代表者 _____ 公印

- ※ 施設種類及び職種は、P12～P25の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りの施設種類・職種を記入してください。
- ※ 証明内容を訂正した場合は、証明者の印を押印してください。修正液による訂正は認められません。
- ※ 本証明書は1ヶ所の施設・機関について1通必要です。複数必要な場合はコピーしてください。

精神保健福祉学科通信課程
実務経験証明書（個票）

[様式7]

マロニエ医療福祉専門学校 学校長 殿

フリガナ		生 年 月 日 (年齢)
氏 名		西暦 年 月 日生 (満 歳)
施設種別		
職種(名)		

※（１）（２）いずれかにご記入ください。

（１） 上記の者は、 年 月 日より当施設・機関において勤務し、
精神障害者の相談援助を含む業務として行っていることを証明します。

（２） 上記の者は、 年 月 日より 年 月 日まで
当施設・機関において勤務し、精神障害者の相談援助を含む業務として
行っていたことを証明します。

年 月 日

所 在 地 _____

施 設 ・ 機 関 名 _____

電 話 番 号 _____

施設・機関代表者 _____ 公印

- ※ 施設種類及び職種は、P26～P32の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りの施設種類・職種を記入してください。
- ※ 証明内容を訂正した場合は、証明者の印を押印してください。修正液による訂正は認められません。
- ※ 本証明書は1ヶ所の施設・機関について1通必要です。複数必要な場合はコピーしてください。

社会福祉に関する基礎科目履修証明書

2021 年度以降の受講者に適用の基礎科目

20 年 月 日

マロニエ医療福祉専門学校 校長 殿

フリガナ	
氏 名	
基 礎 科 目	大学等における履修科目
1 医学概論	
2 心理学と心理的支援	
3 社会学と社会システム	
4 社会保障	
5 権利擁護を支える法制度	
6 高齢者福祉	
7 障害者福祉	
8 児童・家庭福祉	
9 貧困に対する支援	
10 保健医療と福祉	
11 刑事司法と福祉	
12 ソーシャルワークの基盤と専門職	
13 ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	
14 社会福祉調査の基礎	
15 福祉サービスの組織と経営	
16 ソーシャルワーク演習	

上記の者は、当大学等において社会福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

大学等・代表者氏名

印

社会福祉に関する基礎科目履修証明書

2009 年度以降の受講者に適用の基礎科目

20 年 月 日

マロニエ医療福祉専門学校 校長 殿

フリガナ	
氏 名	
基 礎 科 目	大学等における履修科目
1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち 1 科目	
2 社会調査の基礎	
3 相談援助の基盤と専門職	
4 福祉行財政と福祉計画	
5 福祉サービスの組織と経営	
6 社会保障	
7 高齢者に対する支援と介護保険制度	
8 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	
9 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	
10 低所得者に対する支援と生活保護制度	
11 保健医療サービス	
12 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度 のうち 1 科目	

上記の者は、当大学等において社会福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

大学等・代表者氏名

印

社会福祉に関する基礎科目履修証明書

2008 年度以前の受講者に適用の基礎科目

20 年 月 日

マロニエ医療福祉専門学校 校長 殿

フリガナ		
氏 名		
	基 礎 科 目	大学等における履修科目
1	社会福祉原論	
2	老人福祉論	
3	障害者福祉論	
4	児童福祉論	
5	社会保障論、公的扶助論、地域福祉論 のうち 1 科目	
6	心理学、社会学、法学のうち 1 科目	

上記の者は、当大学等において社会福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

大学等・代表者氏名

印

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

2021 年度以降の受講者に適用の基礎科目

20 年 月 日

マロニエ医療福祉専門学校 学校長 殿

フリガナ	
氏 名	
基 礎 科 目	大学等における履修科目
1 医学概論	
2 心理学と心理的支援	
3 社会学と社会システム	
4 社会福祉の原理と政策	
5 地域福祉と包括的支援体制	
6 社会保障	
7 障害者福祉	
8 権利擁護を支える法制度	
9 刑事司法と福祉	
10 社会福祉調査の基礎	
11 ソーシャルワークの基盤と専門職	
12 ソーシャルワーク演習	

上記の者は、当大学等において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

大学等・代表者氏名

印

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

2012 年度以降の受講者に適用の基礎科目

20 年 月 日

マロニエ医療福祉専門学校 学校長 殿

フリガナ	
氏 名	
基 礎 科 目	大学等における履修科目
1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち一科目	
2 現代社会と福祉	
3 地域福祉の理論と方法	
4 社会保障	
5 低所得者に対する支援と生活保護制度	
6 福祉行財政と福祉計画	
7 保健医療サービス	
8 権利擁護と成年後見制度	
9 障害者に対する支援と障害者自立支援制度	
10 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	
11 精神保健福祉援助演習(基礎)	

上記の者は、当大学等において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

大学等・代表者氏名

印

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

2009 年度から 2011 年度までの受講者に適用の基礎科目

20 年 月 日

マロニエ医療福祉専門学校 学校長 殿

フリガナ		
氏 名		
基 礎 科 目		大学等における履修科目
1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム のうち 1 科目		
2 社会保障		
3 低所得者に対する支援と生活保護制度		
4 福祉行財政と福祉計画		
5 保健医療サービス		
6 権利擁護と成年後見制度		
7 精神保健福祉援助技術総論		

上記の者は、当大学等において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

大学等・代表者氏名

印

精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書

2008 年度以前の受講者に適用の基礎科目

20 年 月 日

マロニエ医療福祉専門学校 学校長 殿

フリガナ	
氏 名	
基 礎 科 目	大学等における履修科目
1 社会福祉原論	
2 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論 のうち 1 科目	
3 精神保健福祉援助技術総論	
4 医学一般	
5 心理学、社会学、法学 のうち 1 科目	

上記の者は、当大学等において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所 在 地

大学等・代表者氏名

印

ソーシャルワーク実習・ソーシャルワーク実習指導履修証明書

マロニエ医療福祉専門学校 学校長 殿

申告者

氏名 _____ 印

上記の者は、

当大学等において $\left\{ \begin{array}{c} \text{ソーシャルワーク実習} \\ \text{ソーシャルワーク実習指導} \end{array} \right\}$ を修めたことを証明します。

※該当する科目に○印を付けて下さい。

年 月 日

所 在 地

大学等・代表者氏名

印

氏 名

[様式 1 1]

[illegible]

No.

※学校記入

マロニエ医療福祉専門学校

社会福祉学科通信課程
精神保健福祉学科通信課程

個人情報の取扱に関するご案内
学校法人産業教育事業団 マロニエ医療福祉専門学校では個人情報保護の重要性を認識し、受講申込書に記載された個人情報を本校における申込処理、書類不備の連絡、結果の通知、受講手続きに関する書類の送付・連絡等の利用に限定するとともに、管理と利用に万全の注意を払っております。